

輪島市監査公表第25号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成28年10月26日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 小山 栄



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成28年10月19日（水）防災対策課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 小山 栄

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成28年度の監査資料（平成28年4月から8月まで）に係る事務事業全般及び平成27年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○災害対応施策の強化のため、防災総合訓練、防災士育成講座の推奨、国費や県費を導入した補助事業メニューなど、様々な取り組みがなされ成果を上げている。「空き家対策」は新しい課題であり、対策そのものは他課の担当であるが、廃墟となった「空き家」を放置したことによる「放火・災害」を未然に防ぐ意味で、他課と連携した早急な対応策等を検討願いたい。

○予算執行事務において、従来の事業内容を精査し、歳出予算科目の再編成を行い予算建ての明確化に努めていることは評価したい。

○地区の消防団員の確保が困難な状況であり、団員の報償費等の待遇改善や活動服の定期的な支給など、今後も待遇改善等に前向きに思慮されたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。